

令和5年4月28日

報道機関各位

北九州市総務局人事課  
北九州市教育委員会教職員課

令和4年度の懲戒処分者数について

標題の件につき、別紙のとおりお知らせいたします。

令和4年度の懲戒処分者数は 17件、21名（うち、教育職員11件、13名）となっております。

なお、今回ご報告いたしております案件については、すべて、記者発表をしております。個々の事案の概要については、別紙2及び別紙4をご参照ください。

- ・懲戒処分の件数（教育職員除く）・・・別紙1
- ・懲戒処分案件一覧（教育職員除く）・・・別紙2
- ・懲戒処分の件数（教育職員）・・・別紙3
- ・懲戒処分案件一覧（教育職員）・・・別紙4

※参考 令和3年度 懲戒処分者数  
13件、17名（うち、教育職員6件、8名）

<問合せ先>

北九州市総務局人事部人事課  
（担当 平野、大庭）  
TEL093-582-2203

北九州市教育委員会教職員部教職員課  
（担当 村上、井上）  
TEL093-582-2715

## 別紙1

総務局人事部人事課

## 令和4年度懲戒処分の件数（教育職員除く）

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正					
服務規律違反関係		3 【事案2】 【事案5】	2 【事案1】 【事案6】		5
刑法違反等の非行関係			1 【事案4】	1 【事案3】	2
収賄・公金横領等事務に関する不正					
道路交通法違反					
監督責任		1 【事案6】			1
合計		4	3	1	8

※事案の詳細は、別紙2「令和4年度懲戒処分案件一覧(教育職員除く)」を参照。

〈問合せ先〉  
北九州市総務局人事部人事課  
(担当:平野、大庭)  
TEL 093-582-2203

## 令和4年度懲戒処分案件一覧（教育職員除く）

## 《市長事務部局》

	処分日	事案	被処分者の 所属等	案件の内容	処分 程度
事案 1	R4. 7. 29	事務懈怠及び 公文書改ざん 等事案	小倉南区役所 主任	<p>被処分者は、前所属在籍時の平成28年度に担当していた国民健康保険の「医療費返還請求事務」に関し、対象者への返還請求通知書の発送等を怠った。その結果、146件・約290万円分の請求権が時効により回収不能となり、市に損失を与えた（損失については、全額を被処分者が補填済み）。</p> <p>被処分者は、平成29年度にも同業務に関する事務を懈怠し、平成31年度に厳重注意を受けており、当時の調査において他の事務懈怠案件の有無について複数回にわたる確認を受けたにも関わらず、案件はない旨の虚偽報告を行い、その発覚を避けるため、決裁済みの起案文書3件の改ざんを行った。</p>	停職12月
事案 2	R4. 7. 29	事務懈怠事案	環境局 課長級職員	<p>被処分者は、一般廃棄物収集運搬業の許可（以下「許可」）に関する事務の担当係長であった令和3年度において、許可を受けた事業者が法定の取消事由に該当する可能性が高いことを認識していたにも関わらず必要な事務処理を怠り、半年以上の間、取り消されるべき許可が放置されるという不適切な状態を生じさせた。</p>	減給 1/10 1月
事案 3	R4. 9. 26	窃盗(万引き) 事案	産業経済局 会計年度任用 職員	<p>被処分者は、令和3年3月から10月にかけて、戸畑区汐井町に所在する薬局及び商業施設において、4回にわたり、計18点、約5万8千円相当の衣料品や化粧品等を窃取（万引き）した。</p>	免職

	処分日	事案	被処分者の 所属等	案件の内容	処分 程度
事案 4	R4. 11. 2	他人の財物 (自転車) の 持ち去り事案	秘書室 主任	被処分者は、職場の懇親会後の帰宅途中において、歩道に停められていた他人の自転車を持ち去った。	停職 3 月
事案 5	R4. 11. 2	職務専念義務 違反ほか事案	保健福祉局 主任	被処分者は、公用車での上勤務中において、喫煙する目的で、用務による訪問先(若松区青葉台西)から約 1.5km離れた遠賀郡岡垣町の海岸を訪れた。その際、海岸の駐車場にて車のタイヤが砂にはまり、脱出に時間を要したこともあり、訪問先での用務開始時刻に遅れた。	減給 1/10 3 月
			保健福祉局 主任	また、遅刻の理由について、所属に虚偽の連絡を行ったほか、所属長にも報告を怠った。	減給 1/10 3 月
事案 6	R5. 2. 14	係長級職員に よるセクハラ 事案	戸畑区役所 係長級職員	被処分者は、勤務時間中に執務室内において、課内の複数の女性職員に対して、不必要な身体的接触を繰り返し、女性職員の尊厳を著しく侵害するとともに、長期間にわたり精神的苦痛を与えた。	停職 6 月
			戸畑区役所 課長級職員	被処分者は、管理監督職としてハラスメントの防止及び排除に努め、問題が生じた場合、迅速かつ適切に対処すべき責務を負っているところ、所属職員から職場で受けたセクハラ被害の相談を受けたにもかかわらず、本市ハラスメント防止ハンドブックに規定する関連部署への報告及び対応策の協議・検討を怠った。	減給 1/10 1 月

## 令和4年度懲戒処分の件数（教育職員）

(単位:人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正					
サービス規律違反関係	2 【事案5】 【事案9】	5 【事案4】 【事案5】 【事案7】 【事案8】 【事案10】	2 【事案6】 【事案11】		9
刑法違反等の非行関係			1 【事案3】	1 【事案1】	2
収賄・公金横領等事務に関する不正					
道路交通法違反				1 【事案2】	1
監督責任		1 【事案3】			1
合計	2	6	3	2	13

※事案の詳細は、別紙4「令和4年度懲戒処分案件一覧(教育職員)」を参照

〈問合せ先〉  
北九州市教育委員会教職員部教職員課  
(担当 村上、井上)  
TEL 093-582-2715

## 令和4年度懲戒処分案件一覧（教育職員）

	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 1	R4. 7. 29	児童生徒性暴力等	北九州市立中学校（門司区）教諭	<p>（1）令和4年1月下旬又は2月初め頃、男性教諭は、ゲームアプリで知り合った13歳の女子生徒に、ゲームアイテムと引き換えに女子生徒自身の「① 顔を含む私服姿の全身の写真」、「②太ももから下の脚の写真」、「③ 上半身裸で胸部を腕で隠した写真」を撮影させ、その画像データをLINEで送信させ、スマートフォン内に保存した。</p> <p>（2）男性教諭は、スマートフォン内等に保存した上記①～③の画像データを、警察に逮捕される令和4年6月21日（火）まで所持していた。</p> <p>（3）このほか、男性教諭が他人の自宅の中を盗撮していたことが判明した。</p>	免職
事案 2	R4. 7. 29	飲酒運転等	北九州市立中学校（門司区）教諭	<p>（1）令和4年6月24日（金）22時30分頃、男性教諭は、自宅を出て徒歩で自宅近くのバー（門司区内）で翌25日（土）3時30分又は4時頃まで飲酒した。その後、自宅に戻り、自家用車を運転して小倉北区内のバーに行った。</p> <p>（2）男性教諭は、小倉北区のバーで7時前頃まで飲酒した後、自家用車を運転して自宅に向かった。</p> <p>その途中、7時39分、自宅近くの交差点で、軽自動車と衝突事故を起こした。事故後、男性教諭は、被害相手の救護をせず、警察にも届け出ないまま、自家用車を運転して自宅の駐車場に止め、事故現場に徒歩で戻った。</p> <p>男性教諭の呼気から0.5mg/ℓ（基準値0.15mg/ℓ）のアルコールが検出された。</p> <p>同日21時1分、男性教諭は、自動車運転死傷処罰法違反「過失運転致傷罪」及び道路交通法違反「酒気帯び運転」「救護義務違反」「事故不申告」で逮捕された。</p>	免職

	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 3	R4. 7. 29	公文書偽造等	北九州市立小学校（小倉南区）主任	<p>(1) 令和4年2月9日（水）、男性主任は、令和3年8月分から同年12月分までのコピー代（計26,329円）の支払遅延を隠ぺいするため、支払手続きに必要な「支出命令書」、「支出負担行為何書（即決）」及び自ら偽造した「校長名の顛末書（支払遅延理由が記載されたもの）」に、自ら購入した教頭の姓の印鑑及び校長の机の引出しから無断で取り出した校長公印を押して、決裁済みの書類に偽造し、学事課に提出した。</p> <p>(2) 男性主任は、当該コピー代のほか、令和3年9月分及び10月分のタクシー代（計12,400円）、74冊分の図書代（計104,298円）の業者への支払も遅延していた。また、図書代については、業者の請求書等を紛失していた。</p> <p>(3) 上記の発覚後、令和4年3月下旬、男性主任は、文具等の支払遅延に気づいたが、令和3年度予算での支払はできないと思い込み、令和4年度予算で支払ができるように業者に請求書等の書類を改めて提出させ、支払い手続きを行った。</p>	停職 12月
			北九州市立小学校（小倉南区）校長	<p>上記事案に係る管理監督責任 校長は、会計事務の処理状況の確認や定期点検等を怠ったことから、男性主任による支払遅延を防ぐことができなかった。</p>	減給 1/10 1月
事案 4	R4. 7. 29	個人情報の紛失	北九州市立小学校（八幡東区）教諭	<p>令和4年3月18日（金）、男性教諭は、担任学級児童の個人情報が保存された私物のUSBフラッシュメモリを紛失した。また、男性教諭は、私物のUSBフラッシュメモリの学校への持込み及び使用が禁止されていることを知りながら、約5年間、学校内で使用していた。</p>	減給 1/10 2月

	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 5	R4. 7. 29	部下職員の非行の隠ぺい等	北九州市立小学校（若松区）校長	<p>(1) 令和3年7月初め、(公財)北九州市学校給食協会から当該小学校に、令和2年度分の給食費が約5万円不足しているとの精算結果が届き、学校で調査した結果、事務補助(会計年度任用職員)が令和2年度の給食費会計で約15万円の徴収漏れ等の事務ミスをしていたことが分かった。</p> <p>校長は、この事務ミスを隠ぺいし、なかったことにするため、令和3年度分の給食費を令和2年度の不足分約5万円に充てる不適切な会計処理を行うことを企てた。</p> <p>(2) 同年7月20日(火)、校長は、自らの不適切な会計処理による隠ぺいが外部に漏れないようにするため、そのことを知る教頭ら5人の部下職員に口止めをした。</p> <p>(3) 校長の口止めがあった後、この5人のうちの3人は、校長がなかったことにした事務ミスの原因調査を理由に時間外勤務をしていたことが不安になり、このまま申請していて良いのかを教頭に相談した。教頭は、校長の口止めをしたという決断が破綻してはいけないと思い、時間外勤務を取り消すことを3人に伝え、自ら3人の退勤時間記録を修正し、校長の口止めに加担した。</p> <p>(4) このほか、校長は、給食費等の校納金通帳の銀行印を学校事務職員に預けたままにし、自らが確認することなく、銀行から出金できる環境にしていた。</p>	減給 1/10 3月
			北九州市立小学校（若松区）校長（事案当時教頭）		戒告
事案 6	R4. 11. 18	教職員へのセクハラ	北九州市立小学校（戸畑区）教諭	<p>令和4年6月3日(金)18時45分、男性教諭は、食事の約束をしていた元同僚の女性教員の自宅に車で迎えに行き、二人で食事をした。食事後、二人は車でホテルが観られる川に向かった。</p> <p>20時30分頃、目的地の川に到着後、二人は土手に下りた。土手に下りてすぐ男性教諭は、いきなり女性教員の後方から、女性教員の両肩の上から手をのばして抱き付いた。その後、男性教諭は女性教員の自宅に直行せず、人気のない駐車場に車を停車し、シートベルトを外したが、女性教員から「人がいる」等言われたため、車を発進させ、自宅まで送った。</p>	停職 4月



	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 7	R4. 11. 18	教職員へのセクハラ	北九州市立小学校（小倉北区）教頭	令和4年7月及び8月、男性教頭は、部下の女性教員に対して、業務上知り得た女性教員の携帯電話の連絡先に自分の携帯電話からショートメールで、君と食事に行きたい、何が食べたいか、何が好きか、夜は会えるか、私は個人的にも付き合えるので、いつでも連絡してほしい等の内容のメールや電話を何度も繰り返していた。	減給 1/10 4月
事案 8	R4. 11. 18	SNS等の不適切な取扱い等	北九州市立小学校（八幡東区）教諭	SNS等による児童生徒との私的なやりとりが禁止されているにもかかわらず、男性教諭は、令和4年3月の前任校の卒業式の日、担任学級の卒業生のグループLINEに参加し、複数のグループLINE及び複数の卒業生個々との間でLINEのやりとりを行っていた。個々のやりとりの中で、「夜の営み」「ラブホテル」という不適切な表現があった。このほか、男性教諭は、卒業生とのLINEのやりとりをきっかけに、教員と生徒との間で禁止されているにもかかわらず、複数の卒業生を自家用車に乗せ、自宅に招いたり、ネットカフェに連れて行ったりしていた。	減給 1/10 3月
事案 9	R4. 11. 18	児童への不適切な言動	北九州市立小学校（小倉南区）教諭	令和4年6月、女性教諭は、前日に保護者が体罰等と言ってきた出来事について、周りで見えていた児童がいたので、教室で児童Aだけを自席に立たせ、学級児童全員に対して、自分は児童Aに対して体罰のようなことをしていたかといった趣旨のことを尋ね、児童Aを座らせた。児童Aが、廊下に立たされた等の発言をすると、学級児童から、立たされたことは児童Aが悪いという趣旨の発言があった。その後、女性教諭は、児童Aは自分から廊下に出て立っていたので立たされていた訳ではないという思いから、事実と違うことを言うのは名誉棄損になるといった趣旨のことを学級児童全員に話した。こうした女性教諭の一連の言動が、担任からだけでなく周りの学級児童からも児童Aを非難するようなこととなり、児童Aは泣き出していた。	戒告
事案 10	R5. 3. 31	虚偽報告等	北九州市立特別支援学校事務職員	令和4年5月から9月にかけて、男性係員は、勤務校の教員の共済組合手続関係書類（6件）を共済組合等に送付せずに放置し、このうち3件については、上司等から進捗状況の確認を受けた際、自分の事務の放置を隠すために、虚偽の説明等を行い、その後、上司等に何も言わずに書類を送付していた。また、教員2名の児童手当申請書類の送付を放置して1月分の支給遅延を生じさせた。	減給 1/10 5月

	処分日	事案	被処分者の所属等	案件の内容	処分程度
事案 11	R5. 3. 31	欠勤等	北九州市立中学校（八幡東区）教諭	令和4年12月16日（金）から令和5年1月23日（月）までの勤務日22日間を正当な理由なく欠勤した。また、この間、管理職からの電話連絡や自宅訪問にも全く応じず、欠勤理由等を確認した際に虚偽の説明を行った。	<b>停職 3月</b>